

# 沼津市分別収集計画

令和元年6月 沼津市

===== 目次 =====		
1	計画策定の意義	P 1
2	基本的方向	P 1
3	計画期間	P 1
4	対象品目	P 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	P 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	P 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別区分 (法第8条第2項第3号)	P 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み	P 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み算定方法	P 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項 第5号)	P 5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条 第2項第6号)	P 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第6号)	P 6

# 沼津市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

近年、私たちは便利で快適な生活を享受できるようになった一方で、大量に生み出される廃棄物は、大量生産、大量消費のライフスタイルの象徴であり、身近な生活圏への環境問題に留まらない、資源の枯渇、地球温暖化の象徴でもある。

本市が全国に先駆けて行ったごみの3分別収集は、市民と行政が一体となりごみの減量と再資源化を進めるという、当時においては大変画期的なシステムであった。

しかし、限りある資源を次世代に引き継ぐためには、市民と行政だけではなくものを作り出している製造業者、消費者に物を供給する事業者とともにごみを発生させない取組を推進させることが必要である。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条の規定に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにして、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組む方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみ発生及び排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 「ごみを出さず・ごみを作らず・ごみを売らず・ごみを買わない」社会づくり

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	5,536t	5,476 t	5,420 t	5,363 t	5,306 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・過剰包装の抑制  
ごみ減量・資源化推進協力事業所（「すまいるしょっぷ」）を普及拡大し、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。
- ・買い物袋持参の奨励  
「すまいるしょっぷ」を通じ、買い物袋持参の奨励や啓発を図る。
- ・エコマーク、グリーンマーク製品の積極的な利用、販売の推進
- ・ごみ分別説明会、出前講座他環境教育、啓発活動の充実  
ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうよう、自治会等の要請に応じて職員が説明を行う「ごみ分別説明会」、市民の生涯学習活動を支援するため職員を講師として学校その他各種グループへ派遣する「出前講座」等環境教育に積極的に取り組む。  
ごみ排出状況の推移、最終処分場の逼迫、処理経費等ごみ処理の状況について情報を提供し認識を深めてもらい、ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方等に関する啓発活動を積極的に推進していく。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装の種類は、下表左欄のように定める。  
 収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製の 容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>	—	無色のガラス製容器	—	茶色のガラス製容器	—	その他の色のガラス製容器	ガラスびん(無色) ガラスびん(茶色) ガラスびん(その他の色)
—	無色のガラス製容器						
—	茶色のガラス製容器						
—	その他の色のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	239 t		236 t		234t		232 t		229 t	
主としてアルミ製の容器	150 t		148 t		147 t		145 t		144 t	
無色のガラス製容器	(合計) 530 t		(合計) 524 t		(合計) 519 t		(合計) 513 t		(合計) 508 t	
	引渡 530 t	独自処理 0 t	引渡 524 t	独自処理 0 t	引渡 519 t	独自処理 0 t	引渡 513 t	独自処理 0 t	引渡 508 t	独自処理 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 204 t		(合計) 202 t		(合計) 200 t		(合計) 198 t		(合計) 196 t	
	引渡 204 t	独自処理 0 t	引渡 202 t	独自処理 0 t	引渡 200 t	独自処理 0 t	引渡 198 t	独自処理 0 t	引渡 196 t	独自処理 0 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 208 t		(合計) 206 t		(合計) 204 t		(合計) 201 t		(合計) 199 t	
	引渡 208 t	独自処理 0 t	引渡 206 t	独自処理 0 t	引渡 204 t	独自処理 0 t	引渡 201 t	独自処理 0 t	引渡 199 t	独自処理 0 t
主として飲料用の紙製容器(原材料としてアルミニウムが利用されてものを除く)	8.0 t		8.0 t		8.0 t		8.0 t		8.0 t	
主として段ボール製の容器	204 t		201 t		199 t		197 t		195 t	
その他紙製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
ペットボトル (規則第4条第5号)	(合計) 263 t		(合計) 260 t		(合計) 257 t		(合計) 255 t		(合計) 252 t	
	引渡 158 t	独自処理 105 t	引渡 156 t	独自処理 104 t	引渡 154 t	独自処理 103 t	引渡 153 t	独自処理 102 t	引渡 151 t	独自処理 101 t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,059 t		(合計) 2,037 t		(合計) 2,016 t		(合計) 1,995 t		(合計) 1,973 t	
	引渡 2,059t	独自処理 0t	引渡 2,037t	独自処理 0t	引渡 2,016t	独自処理 0t	引渡 1,995t	独自処理 0t	引渡 1,973t	独自処理 0t
内白色トレー	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物の量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める物の量の見込みは、直近5年度の実績から求めた人口比率×予想人口とした。

予想人口は、令和3年までは沼津市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）の将来人口の推計の数値とし、令和4年以降は国立社会保障人口問題研究所の地域別将来推計人口の変動率を用いて算定し、下記のとおりとした。

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
192,800人	190,800人	188,800人	186,800人	184,800人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等
缶	スチール製	缶類	市による定時収集	市 戸田地区は 土肥リサイクルセンター
	アルミ製			
びん	無色ガラス容器	びん類	市による定時収集	市 戸田地区は 土肥リサイクルセンター
	茶色ガラス容器			
	その他のガラス容器			
紙	紙パック	飲料用紙パック	市による定時収集	市 (直接古紙問屋へ)
	段ボール	段ボール	市による定時収集	
プラスチック容器包装	ペットボトル	ペットボトル	市による定時収集	市 戸田地区は 土肥リサイクルセンター
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定時収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項  
(法第8条第2項第6号)

缶・びんについては、資源ごみ中間処理場で、選別、圧縮、保管する。

PETボトル・その他のプラスチック製容器包装については、市の中継・中間処理施設で選別、圧縮・保管する。

戸田地区のPETボトル、缶、ガラスびん、プラスチック製容器包装の一部については、従来どおり土肥リサイクルセンターにて選別、圧縮、保管する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ製 スチール製	缶類	回収袋 コンテナ	平ボディトラック クレーン付4t車 平ボディトラック クレーン付2t車	沼津市資源ごみ中間処理場 土肥リサイクルセンター (選別・圧縮施設)
無色ガラス容器	びん類	プラスチックコンテナ または、容器なし	リサイクルマスター車 4t車 平ボディトラック2t車	沼津市資源ごみ中間処理場 土肥リサイクルセンター
茶色ガラス容器				
その他のガラス容器				
飲料用紙パック	紙パック	縛る	パッカー車 4t	沼津市資源ごみ中間処理場
段ボール	段ボール		平ボディトラック2t車	直接古紙問屋へ
ペットボトル	ペットボトル	回収袋	平ボディトラック クレーン付4t車 平ボディトラック クレーン付2t車	沼津市中継・中間処理施設 土肥リサイクルセンター (選別・圧縮施設)
その他プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	個人排出用 市指定袋	パッカー車 4t	沼津市中継・中間処理施設 (選別・圧縮施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項  
(法第8条第2項第6号)

- ・事業者回収可能な品目については、製造元でのリサイクルを中心に進めるシステムの確立を図る。
- ・市民の分別排出の意欲を高めるため、現在の資源化物回収活動奨励金の制度を継続するとともに市民が主体となって行っている集団回収活動を地域活性化方策のひとつと位置づけ、必要に応じて効率的な回収ができるよう支援する。